

四 半 期 報 告 書

(第49期第 2 四半期)

株式会社 き も と

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【生産、受注及び販売の状況】	4
2 【経営上の重要な契約等】	5
3 【財政状態及び経営成績の分析】	5
第3 【設備の状況】	12
第4 【提出会社の状況】	13
1 【株式等の状況】	13
2 【株価の推移】	15
3 【役員の状況】	15
第5 【経理の状況】	16
1 【四半期連結財務諸表】	17
2 【その他】	30
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	31

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年11月12日
【四半期会計期間】	第49期第2四半期(自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)
【会社名】	株式会社きもと
【英訳名】	KIMOTO CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 丸山 良克
【本店の所在の場所】	東京都新宿区新宿二丁目19番1号
【電話番号】	03(3354)0321(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 管理部門担当 小池 邦明
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区新宿二丁目19番1号
【電話番号】	03(3354)0321(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 管理部門担当 小池 邦明
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第49期 当第2四半期 連結累計期間	第49期 当第2四半期 連結会計期間	第48期
会計期間	自 平成20年4月 1日 至 平成20年9月30日	自 平成20年7月 1日 至 平成20年9月30日	自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日
売上高 (百万円)	13,735	6,329	30,850
経常利益 (百万円)	837	61	2,986
四半期(当期)純利益 又は四半期純損失(△) (百万円)	416	△26	1,646
純資産額 (百万円)	—	19,666	19,525
総資産額 (百万円)	—	29,364	31,057
1株当たり純資産額 (円)	—	729.04	723.84
1株当たり四半期 (当期)純利益金額又は 四半期純損失金額(△) (円)	15.43	△0.99	60.77
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	—	67.0	62.9
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,544	—	2,522
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△783	—	△2,954
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△313	—	△1,357
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	—	5,974	5,544
従業員数 (人)	—	919	909

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社は、四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

3. 「潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額」は、第48期および第49期当第2四半期連結累計期間につきましては潜在株式が存在しないため、また、第49期第2四半期連結会計期間につきましては四半期純損失でありかつ潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、関係会社の異動については、「3 関係会社の状況」に記載のとおりです。

3 【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

なお、稀本商貿(上海)有限公司は、その重要性が増したことから、第1四半期連結会計期間より連結の範囲に含めることにいたしました。

名 称	住 所	資本金	主要な事業の内容	議決権の 所有 割合(%)	関係内容
(連結子会社) 稀本商貿(上海) 有限公司	中華人民共和国 上海市	200 千米ドル	機能性フィルム 事業部門	100.0	中華人民共和国における当社グループの 販売拠点であります。 役員の兼任…1名

(注) 「主要な事業の内容」欄には、事業部門の名称を記載しております。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における状況

平成20年9月30日現在

従業員数(人)	919 [100]
---------	-----------

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は〔 〕内に当第2四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成20年9月30日現在

従業員数(人)	623 [43]
---------	----------

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は〔 〕内に当第2四半期会計期間の平均人員を外数で記載しております。

第２ 【事業の状況】

１ 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第２四半期連結会計期間における生産実績を事業部門ごとに示すと、次のとおりであります。

事業部門の名称	生産高(百万円)
機能性フィルム事業部門	3,232
情報システム事業部門	157
合計	3,390

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

当第２四半期連結会計期間における受注実績を事業部門ごとに示すと、次のとおりであります。

事業部門の名称	受注残高(百万円)
機能性フィルム事業部門	—
情報システム事業部門	1,546
合計	1,546

(注) １．上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

２．機能性フィルム事業部門の受注残高につきましては、見込み生産を行っているため記載を省略しております。

(3) 販売実績

当第２四半期連結会計期間における販売実績を事業部門ごとに示すと、次のとおりであります。

事業部門の名称	販売高(百万円)
機能性フィルム事業部門	6,226
電子・工業材料事業	4,302
グラフィックス事業	1,179
産業メディア事業	744
情報システム事業部門	102
合計	6,329

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループ(当社及び連結子会社)が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第2四半期連結会計期間におけるわが国経済は、原油をはじめとする資源価格の高騰、サブプライムローン問題を背景とした国際金融資本市場混乱の国内への波及等、先行きの不透明感が一段と強まってまいりました。

このような情勢の中、当社グループにおきましては機能性フィルム製品の拡販と収益力の強化に努めましたが高付加価値製品であるハードコートフィルムの在庫調整の影響による売上の減少、および液晶部材用拡散フィルムの販売価格低下により、減価償却費等の固定費の増加を十分に補うことができず、減収減益という結果となりました。

これらの結果、当第2四半期連結会計期間の売上高は6,329百万円、経常利益は61百万円、四半期純損失は26百万円となりました。

①事業別業績の概況は、以下のとおりであります。

(電子・工業材料事業)

第1四半期において順調に推移しておりましたハードコートフィルムは、第2四半期以降の在庫調整の影響により売上が減少し、また液晶部材用拡散フィルムは、テレビ用途の販売価格の低下により売上が減少し、電子・工業材料事業の売上高は4,302百万円となりました。

(グラフィックス事業)

国内の設備投資マインドの冷え込みの影響により大型インクジェットプリンターの売上が減少したことにより、グラフィックス事業の売上高は1,179百万円となりました。

(産業メディア事業)

環境製品および映像製品の販売に注力いたしましたが、出力メディアおよび機器類の売上が減少したことにより、産業メディア事業の売上高は744百万円となりました。

(情報システム事業)

官公庁への納品が3月末に集中することから、情報システム事業の売上高は102百万円にとどまりました。

なお、当社グループの事業は、機能性フィルム事業部門および情報システム事業部門に分類しておりましたが、機能性フィルム事業部門の売上高および営業利益の金額は、全セグメントの売上高の合計および営業利益の金額の合計額に占める割合がいずれも90%超であるため、第1四半期連結会計期間より、事業の種類別セグメント情報の記載を省略することにいたしました。

②所在地別セグメントの業績は、以下のとおりであります。

(日本)

電子・工業材料事業では、第1四半期において順調に推移しておりましたハードコートフィルムが、在庫調整の影響により売上が減少し、また液晶部材用拡散フィルムは、テレビ用途の販売価格の低下により売上が減少いたしました。

グラフィックス事業では、国内の設備投資マインドの冷え込みの影響により大型インクジェットプリンターの売上が減少いたしました。

産業メディア事業では、環境製品および映像製品の販売に注力いたしましたが、出力メディアおよび機器類の売上が減少いたしました。

これらの結果、売上高は5,638百万円、営業利益は160百万円となりました。

(北米)

電子・工業材料事業では、今第2四半期より液晶部材用拡散フィルムの製造を開始いたしましたが売上に寄与するまでにはいたらず、また主力製品であります工業用保護フィルムの売上が減少したことにより売上高は減少いたしました。

グラフィックス事業では、グラフィックス向けインクジェットフィルムおよび軽印刷用途のダイレクト刷版用フィルムの出荷が伸長したことにより、売上高は増加いたしました。

産業メディア事業では、精密デジタルエンジニアリング用フィルムの売上が第1四半期からの好調な出荷量を維持したことにより、売上高は増加いたしました。

これらの結果、売上高は548百万円、営業損失は54百万円となりました。

(欧州)

電子・工業材料事業では、KIMOTO POLAND Sp. z o.o. が平成20年3月から操業を開始いたしました。が、売上に寄与するまでには至りませんでした。

グラフィックス事業では、主力製品である中小型インクジェットプリンターの売上が欧州市場の景気減速等の影響により減少し、また、新型インクジェットプリンターも売上に寄与するまでには至りませんでした。

これらの結果、売上高は223百万円、営業損失は26百万円となりました。

(その他の地域)

当第2四半期連結会計期間より稀本商貿（上海）有限公司の中国国内における販売活動が本格化したことにより、主に中国での業績を所在地別セグメントの「その他の地域」として区分掲記しております。

所在地別セグメント「その他の地域」の売上高は265百万円、営業損失は5百万円となりました。

(2) 財政状態の分析

当第2四半期連結会計期間末における資産、負債、純資産の状況は以下のとおりであります。

(資産)

当第2四半期連結会計期間末における総資産は、前連結会計年度末に比べ1,692百万円減少し、29,364百万円となりました。主な変動要因は、受取手形及び売掛金の減少2,325百万円、有形固定資産の増加400百万円であります。

(負債)

当第2四半期連結会計期間末における負債は、前連結会計年度末に比べ1,832百万円減少し、9,698百万円となりました。主な変動要因は、支払手形及び買掛金の減少1,127百万円、未払法人税等の減少462百万円、賞与引当金の減少150百万円であります。

(純資産)

当第2四半期連結会計期間末における純資産は、前連結会計年度末に比べ140百万円増加し、19,666百万円となりました。主な変動要因は、当第2四半期連結累計期間における四半期純利益による増加416百万円、配当金の支出による減少215百万円であります。これらの結果、自己資本比率は前連結会計年度末に比べ4.1ポイント上昇し、67.0%となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は、第1四半期連結会計期間末に対して3.5%増加し、5,974百万円となりました。

当第2四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは1,121百万円となりました。主な増加要因として、減価償却費336百万円、賞与引当金の増加147百万円、売上債権の減少1,260百万円があり、主な減少要因として、仕入債務の減少752百万円がありました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは△344百万円となりました。主な増加要因として投資有価証券の売却による収入201百万円があり、主な減少要因として、有形固定資産の取得による支出566百万円がありました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは△468百万円となりました。主な減少要因として、短期借入金の純減少額283百万円、社債の償還による支出137百万円がありました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において新たに発生した事業上及び財務上の対処すべき課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第127条各号に掲げる事項)は次のとおりであります。

① 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、平成20年5月9日開催の取締役会において、当社の企業価値または株主共同の利益の確保・向上を目的として、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(以下「基本方針」といいます。)を決定しました。

その内容は以下のとおりです。

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値または株主共同の利益を継続的に確保・向上していくことを可能とする者であることが必要であると考えております。上場会社である当社の株券等については、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社取締役会としては、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主全体の意思により決定されるべきであり、当社の株券等に対する大量買付提案またはこれに類似する行為があった場合、当社株券等を売却するかどうかは株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えております。

なお、当社は、当社株券等について大量買付がなされる場合、これが当社の企業価値または株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、近年わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣の賛同を得ずに、一方的に大量買付提案またはこれに類似する行為を強行する動きが顕在化しております。そして、かかる株券等の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値または株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株券等の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株券等の大量買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値または株主共同の利益を毀損すると思われるものも少なくありません。

当社の経営にあたっては、当社の企業理念、企業価値のさまざまな源泉ならびに顧客、取引先および従業員等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠であり、これらに対する十分な理解がなければ、当社の企業価値または株主共同の利益を確保・向上させることはできません。当社の企業価値の源泉は、①独創的な技術開発力、②先進的な製造技術と一貫した品質保証体制、③「プロ集団」たる従業員の存在、④顧客・取引先との切磋琢磨する関係にあるため、当社の企業価値または株主共同の利益を確保・向上させるには、特にかかる当社の企業価値の源泉に対する理解が必要不可欠であります。当社株券等の大量買付を行う者が、かかる当社の企業価値の源泉を理解し、中長期的に確保し、向上させられるのであれば、当社の企業価値または株主共同の利益は毀損されることになりません。

当社としては、このような当社の企業価値または株主共同の利益を毀損する大量買付を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付行為に対しては必要かつ相当な対抗手段を講じることにより、当社の企業価値または株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

② 基本方針の実現に資する特別な取組み

a. 当社の今後の企業価値および株主共同の利益の確保・向上に向けた取組みについて

(i) 中期経営計画について

当社は、平成19年5月11日に発表いたしました「第二次中期経営計画(平成20年3月期～平成22年3月期)」におきまして、長期経営ビジョンとして下記の2点を発表いたしました。

(イ) 当社グループは、表面加工技術を基軸に機能性材料のリーディングカンパニーを目指す。

(ロ) 当社グループは、事業の革新と拡大に努め10年後(平成29年3月期)の売上高500億円を目指す。

上記のビジョンを実現することが企業価値の持続的向上と株主共同の利益確保に資するものであると考えます。

これらを実現するために、当社の「基盤事業」の中核となるFPD(フラットパネルディスプレイ)市場、工業材料市場における優越的地位を維持するとともに、環境、エネルギー、アメニティーなどの「成長事業」に向けた新製品の開発に取り組み、平成22年3月期の新規開発品売上高50億円を目指します。また、成長の著しい海外市場への販売を強化することにより、同期において海外売上高比率25%以上を目指します。

当社の発展による企業価値の向上は「プロ集団」である従業員の意欲・能力・知識なくしてはあり得ない、との認識に基づき、従業員の人的資質のさらなる向上を積極的に行うことにより、中期経営計画の完遂と、企業価値の増大に努めてまいります。

(ii) CSR活動について

当社は、企業としての社会的責任を全うし、広く社会からの信頼を築き上げていくことが、企業価値の持続的向上のために必要不可欠と考え、コーポレートガバナンスの充実、企業倫理の向上、リスク管理の強化および社会との関わりの深化を重要課題と位置付けております。

上記課題の実現のために、コンプライアンスの強化、経営の監督・監視機能の強化、経営責任の明確化、意思決定および業務遂行の実効性・迅速性の確保、情報開示の強化を進めるとともに、株主の皆様、顧客、取引先、従業員、地域社会等のステークホルダーからの信頼を一層高めるため、環境・安全・品質の確保と地域との対話等に取り組んでまいります。

b. コーポレートガバナンスの整備

当社は、取締役会、監査役会を基本に継続的なコーポレートガバナンスの充実が経営の最優先課題であると考え、諸制度の整備と透明性の高い情報開示の実施を適時行うとともに、高い自律性、効率性ならびに競争力のある経営体制の確立を目指しております。

当社においては、株主の皆様に対する経営陣の責任を明確化するため、取締役の任期を1年としております。また、当社は経営会議、常務会等を設置せず、重要な業務執行および法定事項の決定ならびに業務執行の監督は、すべて取締役会で行っております。常勤監査役および社外監査役は、定例に開催されるすべての取締役会に出席し必要な意見を述べるとともに、取締役の業務執行状況の監査を実施しております。また、監査役のサポート体制の充実を図るため、平成19年7月より監査役スタッフ1名を選定いたしました。

当社は、以上のようなコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方に基づく諸施策を実行し、当社の企業価値または株主共同の利益の確保・向上を目指してまいります。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることにより当社の企業価値または株主共同の利益が毀損されることを防止するための取組みの一つとして、当社が発行する株券等の大量買付行為に関する具体的な対応策(以下「本対応方針」といいます。)導入をご承認いただきました。なお、本対応方針の有効期間は、第48回定時株主総会後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までです。

本対応方針の導入の目的および概要は以下のとおりです。

a. 本対応方針導入の目的

当社取締役会は、上場会社として当社株券等の自由な売買を認める以上、当社取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、企業価値または株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断は、最終的には株主の皆様のご意思に基づいて行われるべきものと考えております。

しかしながら、株券等の大量買付行為の中には、その目的等から見て企業価値または株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株券等の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株券等の大量買付行為の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、大量買付者の提示した条件が対象会社の適正な本源的価値を十分に反映しないもの等、対象会社の企業価値または株主共同の利益を毀損するものも少なくありません。

そもそも、当社が構築してきた企業価値または株主共同の利益を確保・向上させるためには、当社の企業価値の源泉である、①市場の急速な変化を先取りできる独創的な技術開発力、②多様な顧客に満足いただける製品を生み出す先進的な製造技術と高度な品質保証体制、③高品位な製品を適時に創り上げるための高い技術力を有する「プロ集団」たる従業員の存在、④常に最高の製品、商品およびサービスをともに創り上げていく顧客・取引先との切磋琢磨する関係が必要不可欠です。当社株券等の大量買付行為を行う者により、これら当社の企業価値の源泉が中長期的に確保され、向上させられなければ、当社の企業価値または株主共同の利益が毀損されることになります。

また、外部者である買付者からの大量買付の提案を受けた際に、当社株主の皆様が上記の諸点のほか、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果その他の当社の企業価値を構成する要素等を適切に把握した上で、当該大量買付が当社の企業価値または株主共同の利益に及ぼす影響を短時間のうちに判断する必要があります。

かかる認識に基づき、当社取締役会は、前記の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社株券等に対する大量買付行為が行われた際に、当社株主の皆様が意思を適正に反映させるためには、当社株主の皆様が適切に判断できる状況を確認する必要があると考えております。そのためには、当社取締役会が必要かつ相当な検討期間内に当該買付行為について誠実かつ慎重な調査を行った上で、当社株主の皆様に対して必要かつ十分な判断材料を提供すること、また当社株主の皆様がかかる大量買付行為に応じるべ

きか否かを判断するために必要な時間を確保すること等を可能とする、当社の企業価値または株主共同の利益に反する大量買付行為を抑止するための枠組みを構築することが必要不可欠であると判断いたしました。

b. 本対応方針の概要

(i) 本対応方針に係る手続き

本対応方針は、当社の株券等の大量買付行為を行おうとする者(以下「大量買付者」といいます。)が現れた場合に、当該大量買付者に対し、事前に当該大量買付行為に関する情報の提供を求め、当社が、当該大量買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、株主の皆様当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、大量買付者との交渉等を行うための手続を定めるものです。

なお、大量買付者は、本対応方針に係る手続の開始後、独立委員会検討期間終了時点、または独立委員会の勧告または取締役会の判断に基づき株主意思確認総会が招集された場合の当該株主意思確認総会の決議時点のいずれか遅いときまでの間、大量買付行為を実行してはならないものとしております。

(ii) 新株予約権の無償割当ての実施

大量買付者が本対応方針において定められた手続に従うことなく大量買付行為を行う場合、または大量買付者による大量買付行為が当社の企業価値または株主の皆様の共同の利益を著しく損なうおそれがある場合等には、当社は、原則として、非適格者による権利行使は認められないとの行使条件および非適格者以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の当社を除くすべての株主に対して新株予約権無償割当ての方法(会社法第277条以下に規定されます。)により割り当てます。ただし、会社法その他の法令および当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には、当該その他の対抗措置が用いられることがあります。

(iii) 取締役の恣意的判断を排するための独立委員会、株主総会の利用

本対応方針の運用ないし対抗措置の発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排除し、その判断の合理性および公正性を担保するため、以下の諸手当てを施しております。

まず、独立委員会規程に従い、当社社外取締役、当社社外監査役または社外の有識者(実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士および学識経験者等)で、当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会(以下「独立委員会」といいます。)の客観的な判断を経ることとしています。

また、一定の場合には、株主意思確認総会を招集の上、同株主意思確認総会に対抗措置の発動に関する議案を付議することにより株主の皆様の意思を確認することとしています。

さらに、こうした手続の過程について、株主の皆様に適切かつ適時に開示することにより、その透明性を確保することとしています。

(iv) 本新株予約権の行使および当社による本新株予約権の取得

本新株予約権の行使または当社による取得と引換えに、非適格者以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合には、非適格者の有する当社株式の議決権割合は、最大約33.3%まで希釈化される可能性があります。

④ 本対応方針の合理性および公正性について

a. 株主意思を重視するものであること

本対応方針は、株主の皆様の意思を反映させるため、平成20年6月27日開催の第48回定時株主総会において議案としてお諮りし、承認可決されたものです。また、以下の場合に本対応方針はその時点で廃止または変更されます。

(イ) 当社株主総会において本対応方針を廃止もしくは変更する旨の議案が承認された場合

(ロ) 当社株主総会において選任された取締役によって構成される当社取締役会において本対応方針を廃止もしくは変更する旨の決議が行われた場合

なお、当社取締役会は、独立委員会による勧告に基づき、または独自の判断で、本新株予約権の無償割当てに関する議案を株主意思確認総会に付議することがあり、かかる場合には株主の皆様のご意思を直接確認することができることとしております。

b. 買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していること

本対応方針は、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則)を完全に充足し、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第442条に定める尊重義務に反しないものです。

c. 当社の企業価値または株主の皆様の共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本対応方針は、当社の企業価値または株主の皆様の共同の利益を確保・向上させることを目的として、大量買付者に対して、当該大量買付者が実施しようとする大量買付行為に関する必要な情報の事前の提供およびその内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求めるために導入されるものです。

d. 合理的かつ客観的な対抗措置発動要件の設定

本対応方針は、合理的かつ客観的な要件が充足されない限りは、対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されています。

e. 独立委員会の設置、外部専門家の意見取得

本対応方針は、取締役会の判断の合理性および公正性を確保するために、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置することとしております。

かかる独立委員会の勧告を最大限尊重して当社取締役会が判断を行うことにより、当社取締役会による恣意的な本対応方針の運用ないし対抗措置の発動を防止するための仕組みが確保されています。

なお、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができるため、独立委員会による判断の公正性・客観性が強く担保される仕組みとなっております。

f. 当社取締役の任期は1年であること

当社取締役の任期は1年であり、毎年の取締役の選任を通じて本対応方針につき株主の皆様の意思を反映することが可能となります。

g. デッドハンド型・スローハンド型の買収防衛策ではないこと

本対応方針は、本対応方針の有効期間の満了前であっても、当社株主総会で選任された取締役で構成された取締役会により、いつでも廃止することができるものとされております。また、当社は期差任期制を採用しておりません。したがって、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策)またはスローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員を一度に交代させることができないため、発動の阻止に一定の時間を要する買収防衛策)ではありません。

(5) 研究開発活動

当第2四半期連結会計期間の研究開発費の総額は196百万円であります。

なお、当第2四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第 3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第 2 四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第 2 四半期連結会計期間において、第 1 四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

また、当第 2 四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第 4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	90,000,000
計	90,000,000

② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成20年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成20年11月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	27,386,282	27,386,282	東京証券取引所 市場第一部	—
計	27,386,282	27,386,282	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年 月 日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年7月1日～ 平成20年9月30日	—	27,386,282	—	3,274	—	3,163

(5) 【大株主の状況】

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
きもと共栄会	東京都新宿区新宿2丁目19-1	2,685	9.80
きもと従業員持株会	東京都新宿区新宿2丁目19-1	1,939	7.08
株式会社精和	埼玉県さいたま市浦和区東岸町4-19	1,801	6.58
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	1,474	5.38
木本 和伸	東京都練馬区	1,188	4.34
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	1,148	4.19
東レ株式会社	東京都中央区日本橋室町2丁目1-1	1,052	3.84
ゴールドマン・サックス・イン ターナショナル (常任代理人 ゴールドマン・サ ックス証券株式会社)	133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB, U.K (東京都港区六本木6丁目10-1六本木ヒルズ 森タワー)	869	3.17
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7-1	820	2.99
東京中小企業投資育成株式会社	東京都渋谷区渋谷3丁目29-22	742	2.71
計	—	13,720	50.10

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 410,800	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 26,973,200	269,732	—
単元未満株式	普通株式 2,282	—	—
発行済株式総数	27,386,282	—	—
総株主の議決権	—	269,732	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が6,600株含まれております。
また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数66個が含まれております。

② 【自己株式等】

平成20年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社きもと	東京都新宿区新宿2丁目 19-1	410,800	—	410,800	1.50
計	—	410,800	—	410,800	1.50

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	1,533	1,430	1,564	1,419	1,187	813
最低(円)	1,255	1,080	1,277	1,082	764	503

(注) 株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び当第2四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、太陽A S G有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,302	4,847
受取手形及び売掛金	7,410	9,735
有価証券	799	799
商品	295	298
製品	710	681
原材料	379	444
仕掛品	1,270	963
繰延税金資産	373	374
その他	321	478
貸倒引当金	△71	△87
流動資産合計	16,791	18,535
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	※ 3,842	※ 3,294
その他（純額）	※ 4,742	※ 4,889
有形固定資産合計	8,584	8,184
無形固定資産		
その他	546	592
無形固定資産合計	546	592
投資その他の資産		
投資有価証券	2,143	2,443
その他	1,336	1,337
貸倒引当金	△37	△36
投資その他の資産合計	3,442	3,744
固定資産合計	12,573	12,521
資産合計	29,364	31,057

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	4,649	5,777
短期借入金	344	253
未払法人税等	383	845
賞与引当金	402	552
役員賞与引当金	6	21
その他	2,010	2,015
流動負債合計	7,797	9,467
固定負債		
社債	470	607
長期借入金	233	285
退職給付引当金	1,089	1,064
役員退職慰労引当金	62	62
その他	45	44
固定負債合計	1,901	2,064
負債合計	9,698	11,531
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,274	3,274
資本剰余金	3,427	3,427
利益剰余金	13,166	12,966
自己株式	△222	△222
株主資本合計	19,646	19,445
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	213	258
為替換算調整勘定	△193	△178
評価・換算差額等合計	19	80
純資産合計	19,666	19,525
負債純資産合計	29,364	31,057

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
売上高	13,735
売上原価	9,827
売上総利益	3,907
販売費及び一般管理費	※1 3,193
営業利益	713
営業外収益	
受取利息	28
為替差益	41
その他	74
営業外収益合計	144
営業外費用	
支払利息	11
その他	9
営業外費用合計	20
経常利益	837
特別利益	
固定資産売却益	0
貸倒引当金戻入額	12
特別利益合計	12
特別損失	
固定資産廃棄損	7
たな卸資産評価損	25
退職特別加算金	35
特別損失合計	69
税金等調整前四半期純利益	780
法人税等	※2 364
四半期純利益	416

【第2四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

当第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)	
売上高	6,329
売上原価	4,749
売上総利益	1,579
販売費及び一般管理費	※1 1,486
営業利益	93
営業外収益	
受取利息	18
その他	49
営業外収益合計	67
営業外費用	
支払利息	5
為替差損	86
その他	6
営業外費用合計	98
経常利益	61
特別利益	
貸倒引当金戻入額	11
その他	0
特別利益合計	11
特別損失	
固定資産廃棄損	3
退職特別加算金	35
特別損失合計	39
税金等調整前四半期純利益	34
法人税等	※2 61
四半期純損失(△)	△26

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	780
減価償却費	645
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△12
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	25
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△150
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	△15
受取利息及び受取配当金	△38
支払利息	11
為替差損益 (△は益)	△14
固定資産除売却損益 (△は益)	7
売上債権の増減額 (△は増加)	2,401
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△245
仕入債務の増減額 (△は減少)	△1,130
その他	80
小計	2,345
利息及び配当金の受取額	42
利息の支払額	△11
法人税等の支払額	△831
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,544
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	△24
有形固定資産の取得による支出	△1,010
有形固定資産の売却による収入	0
投資有価証券の取得による支出	△0
投資有価証券の売却による収入	201
貸付金の回収による収入	64
その他	△15
投資活動によるキャッシュ・フロー	△783
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額 (△は減少)	91
長期借入金の返済による支出	△51
社債の償還による支出	△137
自己株式の純増減額 (△は増加)	△0
配当金の支払額	△215
財務活動によるキャッシュ・フロー	△313
現金及び現金同等物に係る換算差額	△31
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	416
現金及び現金同等物の期首残高	5,544
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	14
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 5,974

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	
1	連結の範囲の変更 第1四半期連結会計期間から、重要性が増した稀本商貿(上海)有限公司を連結の範囲に含めております。この結果、変更後の連結子会社の数は6社となります。 なお、同社の決算日は12月31日ではありますが、連結決算日との差は3か月以内であるため、平成20年1月から6月までの財務諸表を基礎として連結を行なっております。
2	会計処理基準に関する事項の変更 (1) 棚卸資産の評価に関する会計基準の適用 「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成18年7月5日 企業会計基準第9号)を第1四半期連結会計期間から適用し、評価基準については、製品および仕掛品については主として総平均法による原価法から総平均法による原価法(貸借対照表価額について収益性の低下に基づく簿価の切下げの方法)に、商品および材料については主として移動平均法による原価法から移動平均法による原価法(貸借対照表価額について収益性の低下に基づく簿価の切下げの方法)に変更しております。 この結果、従来の方法によった場合に比べて、営業利益および経常利益が11百万円、税金等調整前四半期純利益は36百万円それぞれ減少しております。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。 (2) 連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱いの適用 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会 平成18年5月17日 実務対応報告第18号)を第1四半期連結会計期間から適用し、連結決算上必要な修正を行なっております。 なお、営業利益、経常利益および税金等調整前四半期純利益に与える影響は軽微であります。

【簡便な会計処理】

当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	
一般債権の貸倒見積高の算定方法	当第2四半期連結会計期間末の貸倒実績率等が前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末の貸倒実績率等を使用して貸倒見積高を算定しております。

【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】

当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	
税金費用の計算	当連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
※ 有形固定資産の減価償却累計額は、14,908百万円であります。	※ 有形固定資産の減価償却累計額は、14,351百万円であります。

(四半期連結損益計算書関係)

第2四半期連結累計期間

当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	
※1 販売費及び一般管理費の主なもの	
運搬費	242百万円
給料及び手当	946百万円
賞与引当金繰入額	209百万円
研究開発費	450百万円
※2 当第2四半期連結累計期間における税金費用については、四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理により計算しているため、法人税等調整額は「法人税等」に含めて表示しております。	

第2四半期連結会計期間

当第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)	
※1 販売費及び一般管理費の主なもの	
運搬費	114百万円
給料及び手当	468百万円
賞与引当金繰入額	76百万円
研究開発費	196百万円
※2 当第2四半期連結会計期間における税金費用については、四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理により計算しているため、法人税等調整額は「法人税等」に含めて表示しております。	

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	
※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
現金及び預金	5,302百万円
有価証券	799百万円
計	6,102百万円
預入期間が3か月超の定期預金	△127百万円
現金及び現金同等物	5,974百万円

(株主資本等関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成20年9月30日)および当第2四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第2四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	27,386,282

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当第2四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	410,803

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	215	8	平成20年3月31日	平成20年6月30日

(2) 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年10月31日 取締役会	普通株式	利益剰余金	161	6	平成20年9月30日	平成20年12月9日

(リース取引関係)

所有権移転外ファイナンス・リース取引について通常の賃貸借取引に係る方法に準じて処理を行っておりますが、当第2四半期連結累計期間におけるリース取引残高は前連結会計年度末に比べ著しい変動が認められないため、記載しておりません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第2四半期連結会計期間(自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)

全セグメントの売上高の合計、営業利益の合計額に占める機能性フィルム事業部門の割合が、いずれも90%を超えるため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

当第2四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

全セグメントの売上高の合計、営業利益の合計額に占める機能性フィルム事業部門の割合が、いずれも90%を超えるため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

当第2四半期連結会計期間(自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	その他の 地域 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に 対する売上高	5,413	497	222	196	6,329	—	6,329
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	224	51	0	69	346	(346)	—
計	5,638	548	223	265	6,675	(346)	6,329
営業利益又は 営業損失(△)	160	△54	△26	△5	73	19	93

当第2四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	その他の 地域 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に 対する売上高	12,119	968	451	196	13,735	—	13,735
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	433	92	0	69	596	(596)	—
計	12,552	1,061	451	265	14,331	(596)	13,735
営業利益又は 営業損失(△)	835	△73	△86	△5	670	43	713

(注) 1. 国または地域の区分は、地理的近接度によっております。

2. 本邦以外の区分に属する主な国または地域

(1) 北米・・・米国

(2) 欧州・・・スイス、ポーランド

(3) その他の地域・・・中国

当第2四半期連結会計期間より稀本商貿(上海)有限公司の中国国内における販売活動が本格化したことにより、主に中国での業績を「その他の地域」として区分掲記しております。

3. 会計処理の方法の変更

(棚卸資産の評価に関する会計基準)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」2(1)に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)を適用しております。この変更に伴い、従来によった場合に比べて、営業利益が、日本で11百万円減少しております。なお、北米、欧州、その他の地域の営業利益への影響額はありません。

(連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」2(2)に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用しております。この変更に伴う営業利益への影響額は軽微であります。

【海外売上高】

当第2四半期連結会計期間(自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)

	北米	アジア	欧州	計
I 海外売上高(百万円)	427	934	233	1,596
II 連結売上高(百万円)	—	—	—	6,329
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	6.8	14.8	3.7	25.2

当第2四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

	北米	アジア	欧州	計
I 海外売上高(百万円)	837	1,889	474	3,201
II 連結売上高(百万円)	—	—	—	13,735
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	6.1	13.8	3.5	23.3

- (注) 1. 国または地域の区分は、地理的近接度によっております。
2. 本邦以外の区分に属する主な国または地域
- (1) 北米・・・米国、カナダ等
 - (2) アジア・・・中国、韓国、台湾等
 - (3) 欧州・・・ポーランド、ドイツ、フランス、イギリス等
3. 海外売上高は、当社および連結子会社の本邦以外の国または地域における売上高であります。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
729.04円	723.84円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	19,666	19,525
普通株式に係る純資産額(百万円)	19,666	19,525
普通株主の発行済株式数(千株)	27,386	27,386
普通株式の自己株式数(千株)	410	410
1株当たり純資産額の算定に用いられた 普通株式の数(千株)	26,975	26,975

2 1株当たり四半期純利益又は四半期純損失及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

第2四半期連結累計期間

当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	15.43円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	—

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

項目	当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益(百万円)	416
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	416
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—
普通株式の期中平均株式数(千株)	26,975

第2四半期連結会計期間

当第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)	
1株当たり四半期純損失金額	0.99円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	—

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、四半期純損失でありかつ潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 1株当たり四半期純損失の算定上の基礎

項目	当第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)
四半期連結損益計算書上の四半期純損失(百万円)	26
普通株式に係る四半期純損失(百万円)	26
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—
普通株式の期中平均株式数(千株)	26,975

(重要な後発事象)

当第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)	
会社法第459条第1項第1号の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得 当社は、平成20年11月11日開催の取締役会において、会社法第459条第1項第1号の規定による定款の定めに基づき自己株式を取得することを決議いたしました。	
(1)理由	: 株主還元の充実を図るとともに、資本効率の向上に資するため
(2)取得する株式の種類	: 普通株式
(3)取得の方法	: 市場買付け
(4)取得する株式の数	: 300,000株(上限)
(5)株式取得価額の総額	: 150百万円(上限)
(6)自己株式取得の期間	: 平成20年11月12日から 平成20年12月12日まで

2 【その他】

第49期(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)中間配当につきましては、平成20年10月31日開催の取締役会において、平成20年9月30日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

- | | |
|----------------------|--------------|
| ①配当金の総額 | 161,852,874円 |
| ②1株当たりの金額 | 6円00銭 |
| ③支払請求権の効力発生日および支払開始日 | 平成20年12月9日 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年11月11日

株 式 会 社 き も と
取 締 役 会 御中

太陽A S G有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 野辺地 勉 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大 村 茂 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社きもとの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社きもと及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年11月12日
【会社名】	株式会社きもと
【英訳名】	KIMOTO CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 丸山 良克
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都新宿区新宿二丁目19番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長 丸山 良克は、当社の第49期第2四半期(自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。